

# 議会運営委員会会議録

- 1 日 時 平成28年2月23日(火)  
会議時間 10時00分開会 11時41分閉会
- 2 会議場所 役場3階第1委員会室
- 3 出席議員 委員長 : 中島里司  
副委員長 : 安田 薫  
委 員 : 高橋政悦、奥秋康子、西山輝和  
議 長 : 加来良明
- 4 事務局 事務局長 : 佐藤秀美、係長 渋谷直親
- 5 説明員 副町長 : 金田正樹、  
総務課長 小笠原清隆、総務課長補佐 本田雅彦、行政管理係長 青沼博信
- 6 議 件
  - (1) 平成28年第1回定例会の運営について
    - ① 予定議案等(町・議会)の内容確認及び審査方法
    - ② 会期日程予定
    - ③ 陳情・請願・意見書について  
「マイナンバー制度の廃止を含めた抜本的見直しを求める意見書」の提出を求める陳情書(陳情者 幸福実現党清水町地区代表 神谷幸宏)
  - (2) 議会報告会と町民との意見交換会について
  - (3) 清水町議会会議規則等運用例の一部改正について
  - (4) その他
- 7 会議内容 別紙のとおり

## (1) 平成28年第1回定例会の運営について

委員長：(中島里司) ただいまより議会運営委員会を開催する。執行側においては多忙の中、説明への出席感謝する。早速議件に入る。予定議案等の執行側と議会側の内容確認及び審査方法について審議する。

## ① 予定議案等(町・議会)の内容確認及び審査方法

委員長：早速、提出予定議案の説明をお願いします。

副町長：(金田正樹) 別紙資料のとおり

議案第1号専決処分 町税条例の一部改正

議案第2号専決処分 国民健康保険税条例の一部改正

議案第3号専決処分 一般会計補正予算

議案第4号～第9号 各会計補正予算(できれば初日に審議)

議案第10号 消費生活センター条例の制定(条例は会期内に結審)

議案第11号 行政不服審査法施行条例の制定

議案第12号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定

議案第13～21号 条例の一部改正

議案第22号 町民プール設置条例の廃止

議案第23号 へき地保育所条例の廃止

議案第24～29号 平成28年度各会計予算の設定

議案第30号 過疎地域自立促進市町村計画の策定

議案第31号 美蔓辺地に係る総合整備計画の変更

議案第32号 定住自立圏形成協定の変更

議案第33号 副町長の選任

議案第34号 教育委員会委員の任命

議案第35号 固定資産評価審査委員会委員の選任

議案第36号 人権擁護委員候補者の推薦

行政報告 平成27年度国勢調査における調査結果の速報値

町政執行方針及び教育行政執行方針、退職課長の紹介

追加議案

委員長：引き続き議会に関する説明をお願いします。

佐藤局長：議会関係の提出案件としては、委員会報告が産業厚生常任委員会から所管事務調査の報告を予定している。所管事務等調査の申し出は、各常任委員会・議会運営委員会から行う予定になっている。陳情・請願・意見書については、陳情が1件提出されている。町内からの提出なので、請願の例によって処理するということになれば委員会に付託して審査する。次に、議員派遣については、議会報告会と町民との意見交換会を例年どおり5月開催であれば3月の定例議会で議員派遣の決定が必要になるので、後ほど協議する。

委員長：審査方法について審議する。補正は従来どおりでいいと思うが、新年度予算及び関連する条例については、会議規則等運用例第77項に基づき、議長を省く全員による特別委員会を設置して審査を付託し、会期内審査としていいかを確認していきたいと思うが、よろしいか。

(いいの声あり)

委員長：前後して申し訳ないが、副町長と局長からの説明の件で質疑はあるか。

(ありませんの声あり)

委員長：新年度予算の取り扱いについては、先ほどのとおり特別委員会を設置して審査を付託して会期内審査としていいかを確認した。関連条例の議案第15号が新設条例となっているが、先ほど副町長は新設条例は2件と言っていなかったか。

副町長：議案第12号は、一部改正を1本にしている。内容は関連条例5件の一部改正と同じになっている。

委員長：まったく新しいものを作るものではないと理解してほしい。

新年度予算に関係しない条例については、制定、一部改正、廃止、補正予算、一般議案は本会議審議としてよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：議案第12号は、副町長からの説明のとおり、新設条例ではあるが内容は5条例の一部改正のため本会議審査としたいと思う。

次に、副町長の選任の表決方法について確認する。特別職の副町長や教育長の選任については無記名投票によって行ってきたが、他の人事については簡易採決ということで議長のもとで進められている。無記名の場合はホームページ上では賛成・反対がわからないが、町民への説明責任も考慮しなければならない時期にきているのかなと思うので、そういうことを加味して諮っていきたい。休憩する。

【休憩 10時23分】

(管内状況の確認)

委員長：再開する。

【再開 10時24分】

委員長：現状では町村でまとめた考えは持っていないが、芽室町は採決によって決めている。他の町村までは把握していないがこれを参考にして意見を聞きたい。

奥秋委員：情報公開という意味では起立で行う方が明らかになっていいのではないかな。

高橋委員：無記名投票でも賛否の人数は明らかになるが、個人の賛否を明らかにすることによってしこり以外に何があるのか確認したい。

委員長：議員として意思表示をすることによって人間関係に関係するということが、議会議員は与えられた採決に参加をする権限を意思表示するのも役目だと思う。情報開示が多く求められている中では議論する時期ではないかということで話題にもらった。しこりの何ものでもないのとらえるのか、個々の意思を町民に知ってもらえるか意見を聞きたい。

高橋委員：無記名投票にしていたのは、議員の本当の意思表示をするためにしていたと思う。議員も全員が同じ気持ちではないところもあるし、その情報開示にこだわる必要はないと思う。変えていくのは悪いことではないけれども、人事は威厳を持たせるために従来どおりでいいのではないかな。

安田委員：議員個々が意思表示できる起立採決の方がいいのではないかなと思う。

西山委員：無記名でいいと思う。

委員長：これについては、西山委員や高橋委員が言うことも理解できるし、採決でということも理解できる。捉え方によっては反対議員がわかることで選ばれた方と話し合いをし、前進する方法もあるのではないかな。町のリーダー的な役割の方を選ぶので、反対された理由を知る必要があると思う。

高橋委員：委員長が言っていることもわかるが、議場で反対者がわかって、副町長と話し合いをするのであれば、無記名でも反対者が副町長のところに行って話し合いをすれば済むのではないかな。

委員長：議員の意思表示をオープンにしているのではないかなと思う。議場であったことを堂々と話し合っていくということも必要ではないかなと思う。私は、少しでも議会を開いていくという部分で意思表示も必要ではないかなと思っている。話し合うのは正々堂々と自分の意見を言い、お互いに前に進めるような形になっていけばいいかなと思っている。西山委員はどうか。

西山委員：やはり議会改革ということもあり、一歩前進して意思表示をしてもいいと思う。

委員長：副町長の人選から起立採決とすることで議運では決定し、全員協議会で協議したいと思うが、議長はどうか。

加来議長：全員協議会で了承してもらおう。今までの人事権については「特に質疑があれば」ということで進行してきたが、起立採決ということになれば賛成・反対理由をしっかりと伝えることが重要なので、議事進行も考えていく。

委員長：人事に関しては「特に」という言葉が進行上で入っていた。今後の議事進行について配慮してもらえるということなので、全員協議会で報告をして了承をもらい、そういう形にしていきたいと思う。

高橋委員：同じ議運の中で、教育長人事の場合は無記名投票だった理由は何かな。

委員長：議会改革という部分、開かれた議会という理由。今回の教育長的人事ではそうだったが、次回は採決になってくるのではないかなと思う。その時の議運によるが、先ほど議長から大事なことを言ってもらった。人事とはいえ、特に参加できない状況であれば町民にわかるように意見を言った上で反対できる体制を取っていけば、お互いに切磋琢磨していくのではないかなと感じる。

高橋委員：町民目線からいくと、教育長人事の時に反対の話も出ていたが、今回誰が副町長になるかわから

ないけれども反対する人がいないから起立採決になったのではと見られると思う。変えた理由を明らかにするのも大事だと思って意見を出した。

委員長：議会運営上で議員個々の意思表示を町民に知ってもらうという点しかない。教育長の時と比較対象にはならないと思うので、議会の動きを捉えた中でそういう採決方法を取っていきたいということで、理解してもらいたい。

この件に関して何かあるか。

(ないの声あり)

委員長：表決方法については採決で、それぞれの議員の意思表示がわかる形を取りたいと思う。

## ②会期日程予定

委員長：会期日程について確認をする。事務局長から説明をお願いする。

佐藤局長：先ほど副町長から補正予算は初日ということも含めて委員長とも相談をした段階での説明をする。会期初日については3月8日と決まっている。初日は議運の委員長報告、行政報告、専決処分3件、町政執行方針及び教育行政執行方針、平成28年度の各会計予算の設定と関連条例も含むが、執行側と協議をして関連条例については議案第10号の消費者生活センター条例の制定、中身については消費者センター業務委託費用が予算に含まれている。議案第11号、清水町行政不服審査法施行条例の制定については、新たに審査会の委員報酬等が予算に含まれている。また、昨年も予算審査特別委員会の中で審査をしたが、保育料等の第2子無料化の関係で議案第17号の清水町立幼稚園保育料等徴収条例の一部改正、議案第18号の清水町保育所条例の一部改正。新年度予算については予算審査特別委員会に付託し、平成27年度一般会計以下6会計の補正予算の審議を行ってはどうか。補正予算の後は、計画等の策定と変更で議案第30～32号の3件についても初日に審議をしてはどうか。議会関係の議案については、陳情を請願の例で処理するというのであれば初日に委員会へ付託したいと思う。また、産業厚生常任委員会からの所管事務調査の報告が予定されている。

3月9日については、町民と町長とのふれあいトークの日ということもあり、例年どおり翌日休会にしてはどうか。

一般質問については3月10日、11日の2日間を考えている。

12日、13日については土日ということで休会。

14日から16日にかけて予算審査特別委員会での新年度予算等の審査。15日については、中学校の卒業式があるので午前中は審査をしないで、お昼からの審査にしてはどうかと考えている。

17日は予備日とし、閉会日を18日として予算審査特別委員会からの審査報告、結審、予算審査特別委員会に付託しない条例の一部改正、廃止、追加議案、人事案件が4件で、ここまでが町の提出議案となる。その後、議会関係の議案として所管事務等調査の申し出、5月に議会報告会と町民との意見交換会を開催するとなれば、議員派遣の決定をしてはどうか。閉会後は退職課長職の紹介を行うという日程で考えている。

委員長：執行側から何かあるか。

副町長：今の日程でお願いします。

委員長：委員からは何かあるか。

(なしの声あり)

委員長：最終的な日程は3月1日の議運で一般質問の通告を受けた後に決定したい。会期は3月8日から3月18日までの11日間を予定したいと思うが、異議はあるか。

(なしの声あり)

委員長：この日程で決定する。執行側に退席願う。

【休憩 10時51分】

(執行退席)

【再開 10時52分】

## ③陳情・請願・意見書について

委員長：配付されていると思うが、町外からは議長の判断で全議員に写しを配付する等の処理をしていた。町内からは今までの処理方法としては、①請願と同様に委員会に付託の上本会議で結論を出すという方法②委員会で審査するが本会議で議決しないという方法③議長が所管の委員会に参考として送付

する④全議員に写しを配付する⑤議長が受理するに留めるの5つの方法がある。この陳情の取り扱いについて審議していく。今回は、町民からの陳情なので当委員会で協議をする。一読するために休憩する。

【休憩 10時55分】

委員長：再開する。

【再開 10時57分】

委員長：マイナンバー制度について、他にも過去に陳情などの書類が上がってきたことがあったか。休憩する。

【休憩 11時00分】

委員長：会議を再開する。

【再開 11時12分】

委員長：他の団体から陳情等が出ているか確認してもらったので、係長に説明をお願いします。

渋谷係長：確認したが、清水町議会に対するマイナンバーの陳情・請願等はない。議長会のデータで調べると、2015年くらいに意見書として全国で何件か出している。

委員長：今の説明を聞いた上で意見を聞く。

安田委員：清水町在住者の陳情なので、1番でいいのではないか。

西山委員：2番の委員会で審査するが、本会議で議決しないでもいいのではないか。

佐藤局長：以前は町内からの陳情は全て付託していた。陳情の数も多かったので、議員定数の削減による負担もあったことから、当時の議運の中で町内の陳情についてどうするか話し合い、参考図書の中に5つの方法が載っていたため、うちの議会としてはこの5つの方法の中で協議をして対応していくと決めている。実際の取り扱いとして、うちの議会では①か④しかやることがない。②は委員会で審査をするが、本会議では議決しないということだが、委員会で審査をするということは委員会に付託することになるので、それを本会議で議決しないのは考えられない。議員の任期が満了になってしまって付託のまま流れてしまったという場合は考えられるかもしれない。③は議長が所管の委員会に参考として送付するとあるが、これはやれないことはないと思うが、うちの議会としては町外からの陳情でさえも全議員に配付しているの、町内の陳情をそれ以下の扱いにすることにはならないだろう。最低でも全議員に配付する方法しかないのではということで、①か④の扱いになっている。⑤についてもやったことはない。

委員長：事務局長から今までの経過の説明をしてもらったことを踏まえて意見をもらいたい。

西山委員：①でいいと思う。

奥秋委員：結論はもう出ていると思う。町内からの陳情なので①でいいと思う。

高橋委員：確認だが、この意見書の内容は予定されている話に対して不安を感じて「やめてほしい」という話だと思う。委員会付託になって、それを委員会で検討するにもはっきりしたことはないことに対して検討して、多分意見書を出すことになると思うが、例えば、それを本会議で付託されて2、3日で結論が出なかった場合、結論を出す時期を6月定例会まで伸ばすことは可能なのか。

佐藤局長：陳情を見る限り特に期限はないので、もし本会議で取り扱うことになって委員会に付託され、委員会として会期中に必ず結審しなければならないということではないと思う。制度としては参考人制度もあるので、委員会の中で陳情者から話を聞いて結論を出したいということであれば日程調整をして話を聞いて結論を出すということもできる。もし、3月定例会の中で結審しない場合は、継続審査の申し出をすれば次の定例会に向けて続けて審査をすることもできる。

高橋委員：そうであれば、責任を持って委員会で検討することも可能なので、①でいいと思う。

委員長：まとめとして、全委員が町民からの陳情ということで、その意を尊重するということが①の請願と同様に委員会に付託の上、本会議で結論を出すことにする。特に結論を出す時期は陳情者から決められていないので、慎重審議をお願いするというにしたいと思うが、それでよろしいか。

(いいの声あり)

委員長：付託委員会については、事務局長から説明をお願いします。

佐藤局長：これまでもマイナンバー制度に関する条例が議会に提案されてきて、当然、マイナンバー制度に関係すると清水町の全体の業務に関わってくる。町としては総務課がメインとなる担当として条例制定についても提案してきたので、マイナンバー制度の抜本の見直しということなので、制度そのものということであれば広い業務に関わってくるので、総務課がやはり中心になるのかなと思う。ただ、付託先としては総務課となれば総務文教常任委員会になるが、もし審査の中で産業厚生委員の意見も聞きたいということであれば、両委員会での協議の上で連合審査会をすることもできる。

委員長：マイナンバーについては、町として広範囲に広がりのある制度だと皆さん承知していると思う。それからいくと、範囲が広い場合は主に総務課が主体という町の慣例なので、総務文教常任委員会が付託委員会になると思う。また、全町的に渡るので、連合審査会をつくって協議をする方法もある。この2通りを事務局長から説明してもらった。付託はあくまでもどちらかの委員会が行うということなので、総務文教常任委員会に付託ということによるのか。

(いいの声あり)

委員長：③の議件については、総務文教常任委員会に付託をして審査し、議会で採決をすることに決定した。

## (2) 議会報告会と町民との意見交換会について

委員長：議会報告会については、今年で3回目になる。昨年の振り返りでは、これまでどおり2カ所で5月下旬に開催となっていて、3月定例会で議員派遣の決定をしなければならない。従来どおり5月開催であれば、協議をして本会議で議長に申し入れをしなければならないので、協議をしていきたいと思う。昨年は5月26日火曜日に清水、5月27日御影で実施した。平成28年度は同じ時期でいくと5月23日月曜日、5月27日が金曜日の週あたりかなと思う。この時期の実施でよろしいか。

奥秋委員：昨年と同じ時期でいいと思う。

西山委員：よろしい。

安田委員：よろしい。

高橋委員：去年少なかったなのでこの時期はだめだという意見はなかったか。

委員長：私の記憶にはないが、事務局は何か聞いているか。

佐藤局長：振り返りと総括の中で、時期的なものは特になかったが、清水の参加者が少なかったのは町内会連協の役員会と日程が重なったから行けなかったという人が何人かいた。時期ではなく、日時の問題かと思う。

高橋委員：そうであれば、例年どおりの方がいいと思う。

委員長：時期については、5月23日から27日までの間で日程を絞っていきたいと思う。3月定例会で町へ日程を事前に周知し、会合を避けてもらえるような要請を議長や事務局を通して流してもいいのではないかと思う。日程については、昨年と同様に24日火曜日、25日水曜日でどうか。

(いいの声あり)

委員長：平成28年度の議会報告会と町民との意見交換会については、24日に清水、25日御影と決定したいと思うがよろしいか。

(いいの声あり)

委員長：流れとしては、24日は午後7時から清水町文化センター2階会議室。25日は午後7時から御影公民館2階講義室ということで決定をしたいと思うが、よろしいか。

(いいの声あり)

委員長：報告会の中身については、改めて協議をしていく。

安田委員：清水の1回目はプラザだったか。

佐藤局長：議会報告会は同じ会場で行っている。

委員長：場所の確保もあるので、決定する。

## (3) 議会会議規則等運用例の一部改正について

委員長：事務局から説明をお願いします。

渋谷係長：資料説明

委員長：質疑はあるか。

(なしの声あり)

委員長：この案件については全員協議会で諮っていきたいと思う。

## (4) その他

委員長：これで、本日の議件は全部終了したが、その他も含めて何かあるか。

佐藤局長：執行側から話があったが、この間の全員協議会で日赤の補助金の関係で2人の議員から日赤から直接話を聞きたいという意見があった。執行側がこれから日赤に要請に行くが、もしそういう機会を

設けるのであれば、議会側としてどういう場がいいのか。

委員長：先日の全員協議会で日赤に対する補助金の支出の説明を日赤から直接受けてはどうかという意見があったが、この取り扱いはどうするか。これは議運の正式な議題となるか。

佐藤局長：終わってからでよい。

委員長：閉会した後に話し合いをするということでもいいか。

(いいの声あり)

委員長：この取り扱いについては、議運として議論する立場ではないので、閉会後に議員として話し合いをする。その他に何かあるか。

(ないの声あり)

委員長：本日は、定例会の日程等で皆さんに慎重に審議をしていただきありがとうございました。議長におかれましても、長時間にわたりお付き合いいただき、またご助言等賜ったことをお礼申し上げて本日の議会運営委員会を閉じさせていただきます。